

第 27 回那珂市公共下水道事業審議会 会議録

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 13 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
2. 開催場所 那珂市役所瓜連支所分庁舎 2 階会議室
3. 出席者 委員 16 名 事務局 9 名
4. 欠席者 委員 4 名
5. 審議会内容

発言者

内容

事務局 本日は、大変お忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。
ございます。

本日の進行をさせていただきます、よろしくお願いたします。
開会にあたりまして、事務局より、本日の出席状況をご報告いたします。

事務局 本日の出席状況をご報告いたします。
委員総数 20 名に対し、本日の出席者は 16 名ですので、『那珂市公共下水道事業審議会設置要綱』第 6 条第 2 項に規定する定足数、過半数以上に達しており、本審議会は成立していることをご報告いたします。

事務局 ここで、勝山文久会長より、ごあいさつをいただきます。
会長、よろしくお願いたします。

会長 皆さん、こんにちは。平成最後の年度もあと 20 日を切ってしまい、年度末のお忙しい中、審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。
います。

今まで未計画地区についてを議題にあげてまいりましたが、未計画地区の課題について事務局に整理していただきましたので、議論していきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

説明、司会進行がうまくいかない部分もあるかと思しますので、ご了承いただきまして、円滑な議事進行をお願いいたします。

事務局 会長、ありがとうございました。
ここで、議事に入る前に、お配りした配布資料の確認をさせていただきます。
・本日の次第
・第 27 回審議会報告資料（資料 1）
の資料をお配りしております。
資料に不足のある委員がいらっしゃいましたら、事務局へお申し出下さい。
ここからの議事進行は、『那珂市公共下水道事業審議会設置要綱』第 6 条第 1 項の規定により、「審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる」とされておりますので、会長に議長をお願いいたします。
会長、よろしくをお願いいたします。

会長 規定により議長を務めさせていただきます。
委員の皆さまにおかれましては、円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。
なお、審議会は公開により行いますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。
まず、「議事（1）合併処理浄化槽の整備に係る課題点について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 下水道課業務グループ長をしております猪野と申します。
お配りしている資料 1「合併処理浄化槽の整備に係る課題点について」という資料をお開き下さい。
まず、一番目として本日のねらいからご説明したいと思います。昨年度ご検討していただいたとおり、公共下水道事業の全体計画見直しに伴いまして、合併処理浄化槽で整備したほうが有利とされた区域については、既存の汲み取り槽槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換し、生活排水処理を行うことが必要になります。
また、公共下水道で整備するほうが有利とされた区域につきましても、概成までの期間を考慮すれば、既存の汲み取り槽槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を暫定的に推進する必要があります。

このため、適切に生活排水を行うことができるよう支援していく体制を整備するにあたり、合併処理浄化槽の整備に係る課題点を整理したいと存じます。

それでは、合併処理浄化槽の特徴について整理してまいりたいと思います。必要に応じて茨城県が作成しました浄化槽のしおりを併せてご参照していただければと思います。昨年、一昨年もお配りした資料ですが、再度お配りさせていただきました。

合併処理浄化槽は個別処理ですので、原則として1戸ごとに設置します。一般家庭の場合の容量は床面積に応じて決定されることが原則となっております。合併処理浄化槽は微生物の働きを利用して生活排水などの汚水を浄化し、放流先の同意を得て放流することができます。また、放流先を確保できない場合には、自宅敷地内に浸透枳等を設置することができます。

具体的な条件としましては、別紙の茨城県浄化槽指導要綱の抜粋をご覧いただければと思います。その中で放流先の条件として、浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとなっております。この場合において、付近に適当な放流先がない場合には、「浄化槽の放流水を敷地内で処理する場合の取扱いについて」により処理するものとするということで、昭和62年の通知が参照されております。この通知が下のものになりました。当時の環境管理課長、建設指導課長から各保健所と土木事務所に宛てられたものでございます。その中で設置条件としては、処理装置を設置する場所については、次の各号に掲げる条件を満たすものとするとして、一つ目、原則として日照、通気が良好で、処理装置に対して雨水等の流入のおそれがないか、またはおそれのないような装置を導じた場所。二つ目、地下水位が地盤面下1.5m以上の場所または湿潤でない場所。三つ目、処理施設と他の施設の外周間の距離は次のとおりとすることとして、隣地境界までは1m以上、建築物まで1m以上、井戸まで30m以上、但し、深井戸の場合は、5m以上とすることができるというふうになってございます。

資料1に戻っていただければと思います。合併処理浄化槽の建設コストは比較的low額であり、短期間で使用可能でございます。その一方、1戸あたりのコストは定額であるため、住宅が連たんする地区については、集合処理である公共下水道のほうが相対的に経済的となる傾向があります。こちらについては、前回のご説明を思い出していただければと思います。

一方、設置後の維持管理コストは、流域下水道にて処理する公共下水道に比べて高額となっております。また、適切に生活排水を処理するためには、保守点検・清掃・法定検査などの定期的な維持管理が必要でございます。

また、浄化槽の設置には都道府県知事への届出が必要となっております。当市では、権限移譲により、平成 21 年度から受付事務を市下水道課が行っています。また、法定検査は茨城県から委託を受けた県水質保全協会が行っています。

市では、これらの管理のため浄化槽台帳を整備しており、平成 31 年度には地図情報などを含めて管理できるようにシステム化する予定で準備を進めているところでございます。

以上、集合処理（公共下水道）と、個別処理（合併処理浄化槽）の特徴は以下の表のとおりとなります。

まず、公共下水道の処理方法につきましては、管渠により、区域全体の家庭・学校・工場等の多種多様な汚水を収集し、処理場で一括処理するものでございます。これに対し個別処理である合併処理浄化槽は、各家庭の敷地に浄化槽を設置し、汚水を個別処理するものでございます。

耐用年数は、公共下水道は処理場躯体 50～70 年程度であります。機械電気は 15～35 年、塩化ビニル等の管渠は 50～120 年とされております。それに対して合併処理浄化槽の躯体は 30～50 年程度、ブロワー、空気を送るポンプ等の機械は 7～15 年で比較的短くなっております。

事業費につきましては、ただ今申し上げたことの確認ですが、公共下水道の場合には、市街地や家屋がまとまった集落に対して効率的な整備が可能となり、また、規模が大きくなるとスケールメリットにより、1 世帯あたり事業費は、個別処理より経済的となる傾向でございます。それに対し、個別処理は、家屋が散在した集落において、効率的な整備が可能となり、事業規模によって 1 世帯あたりの事業費は変わらない。

維持管理主体につきましては、公共下水道は自治体や公共団体が維持管理を行います。定期的な検査等も行っており、安定した処理水質を確保できております。一方個別処理は、自治体または個人が維持管理を行いまして、特に個人で維持管理を行う場合、維持管理状況によっては安定した処理水質の確保ができない場合があります。法定検査等を受けなければ水質が悪化してしまいますおそれがございます。

最後の使用開始時期につきましては、公共下水道につきましては、事業規模が大きく下流から順次着工するため、末端部においては供用開始まで一定の期間が必要となります。それに対し、合併処理浄化槽につい

ては、施工に要する期間は、1週間から10日程度で、すぐに汚水処理の効果が発揮できます。

なお、本日追加で机の上にお配りした資料ですが、汲み取り槽と単独処理浄化槽を比較したものをお配りしてございます。こちらは全国浄化槽推進市町村協議会で作った資料になります。細かくて申し訳ありませんが、川の上流が汲み取り槽式、その次が単独処理浄化槽、下流にいきまして、合併処理浄化槽、一番街内が下水道というような比較となっております。BODという言葉が出てきておりますが、汚れの量だと思っていただければと思います。それがどこの家庭も40g排出するものと仮定しまして、下流にあります下水道、合併処理浄化槽は90%以上取り除くことができるとされており、河川に流す際には4g程度、10分の1に減らしたうえで放流することができる施設となっております。

それに対して、トイレの汚水だけを浄化する単独処理浄化槽では65%程度しか処理できない上に、お風呂や台所の水はそのまま河川に流れることから、32g放流ということで、ほとんど残ってしまいます。また、汲み取り槽については、トイレの汚物はそのままし尿処理施設へ行きますので、こちらはすべてを処理できるとみなして、生活排水分の27gが排出されることとなりますので、ご覧のとおり差が出てしまうこととなります。

なお、単独処理浄化槽については、浄化槽法により、現在では新たな設置は禁止されているところでございます。

以上が合併処理浄化槽そのものの説明になります。

続いて3ページをご覧くださいと思います。合併処理浄化槽の管理者について整理していきたいと思います。個人設置型と市町村設置型の比較をしていきたいと思います。

まず、個人設置型合併処理浄化槽についてになります。合併処理浄化槽の設置及び管理を家屋の所有者が行う場合でございます。浄化槽は個人の宅地に設置し、日常の管理のほか、法定検査の受検も管理者に行っていただいております。

当市では、下水道未整備地域における雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処するため、一般住宅に合併処理浄化槽を設置する際には、補助しているところでございます。これらの補助金には、国庫補助金のほか県補助金も含まれており、市が補助する額は国単価どおりとしているところでございます。

この補助の対象となる一般住宅は、主に汚水処理の未普及対策を主眼に補助を実施していることから、公共下水道等の事業認可を受けていな

い地域に限られているところでございます。

例えば現在事業認可を受けている戸多地区がございしますが、この中で新築を建てる際に、まだ下水道が通っていない場合でも補助金の対象外となります。ただし中台や津田のあたりは事業認可を受けておりませんので、こちらの補助金の対象となります。

なお、単独処理浄化槽からの転換の場合には、平成 24 年度から単独処理浄化槽の撤去に係る費用の一部も補助しているほか、平成 31 年度からは単独処理浄化槽からの転換時の宅内配管工事費についても補助の対象となる見込みでございます。

加えて、他自治体においては、合併処理浄化槽の適切な維持管理を求めために、設置や転換時の補助金の上乗せや、法定検査費用等の維持管理に要する経費の一部を補助する制度を設けている例もございます。

以上が個人設置型の特徴でございます。

続きまして、市町村設置型合併処理浄化槽についてご説明いたします。

合併処理浄化槽の設置及び管理を市が行う場合でございます。浄化槽は個人の宅地に設置されますが、市が無償で土地を借り上げただうえで、日常の管理のほか、法定検査の受検も管理者である市が行うこととなります。

この事業を実施する際には、公共下水道等の全体計画の区域外に限られます。このため、事業を実施する際には、該当する世帯から市町村設置型合併処理浄化槽に対する理解を得るだけでなく、公共下水道等の全体計画の区域である場合には、これから除外されることに対しても理解を得る必要がございます。

先ほどの例で言いますと、個人設置型だと中台地区も補助対象となるといいましたが、仮に那珂市でこの事業を今日スタートしたら、中台地区は公共下水道の全体計画の区域の中となっておりますので、中台地区でこの事業はできないということになってございます。

続きまして、対象となる浄化槽は、原則として一般住宅に設置する浄化槽に限られます。なお、設置・管理は市が行うことから、設置時に受益者分担金を徴収し、使用中は使用料を支払うこととなります。使用料は原則として合併処理浄化槽の維持管理に要する経費に基づいて積算されますが、自治体によっては、設置や転換を促進させるため、公共下水道等の使用料と同一の使用料体系とし、赤字分を一般会計が負担している例もございます。

設置時には、計画期間、国の基準では概ね 5～7 年程度とされていますが、この計画期間の総整備戸数が 100 戸以上で、かつ年間の整備戸数が

一定数、平成 30 年度の制度では年間 20 戸以上の場合であれば、国からの補助を受けることができとなっております。なお、当市は、県補助の対象外区域となっております。

また、個人設置型と同様に、単独処理浄化槽からの転換の場合には、撤去に係る費用の一部も補助されており、平成 31 年度からは単独処理浄化槽からの転換時の宅内配管工事費についても補助の対象となる見込みでございます。これは個人設置型と同様でございます。

市町村設置型合併処理浄化槽の運営は、原則として公営企業会計にて経理されるところでございます。現在下水道、農業料集落排水も公営企業会計で準備を進めているところでございますので、浄化槽についても同様の考え方になるということでございます。対象となる区域等を定める計画を整備し、必要な条例を制定したうえで事業を開始し、個人設置型に要する維持管理費に加え、事業を運営するために必要な経費（人件費・委託料等）が必要になることが見込まれます。ただし、実際の維持管理は資格を持った業者に委託することが一般的となっておりますが、規模によっては、PFI などの手法、管理も含めて民間業者に委託する手法も取られることもございます。

また、すでに個人設置した合併処理浄化槽について、維持管理を適切に実施するために、自治体によっては無償で寄付を受け、市設置型として、使用料を徴収している例もございます。

以上のことを整理すると、次の表となります。こちらについても前回使いました国のマニュアルをもとに抜粋したものでございます。

まず目的から比べていきたいと思いますが、個人設置型の場合には、下水道未整備地域における雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処する。市町村設置の場合には水道水源の保全のために、生活排水対策の緊急性が高い地域において市町村が設置主体となって個別浄化槽の面的整備を行うというふうになってございます。同じように見えますが、下水道の未整備地域における対策というのが個人設置型の特徴となっております。

設置主体および維持管理主体は、個人設置型は個人、市町村設置型は地方公共団体となっております。

対象となる人口について、個人設置型は特に制限はございませんが、市町村設置は住宅戸数が 20 戸以上で、総整備戸数 100 戸未満の場合には国補助の対象外となります。ただし、その場合にも、事業を行えないわけではなくて、市が負担し、市単独事業であれば実施することは可能です。

ここまでがマニュアルに書いてあることですが、今の説明に関連して追加したものが、追記のところでございます。

下水道全体計画区域内での実施、つまり中台とか津田とかの今現在全体計画の区域に入っている地区で実施することができるかどうかという意味では、個人設置型は可能ですが、市町村設置型では不可能になります。

また、下水道認可区域内での実施、具体的には戸多とか後台で実施することは可能かということですが、これは個人設置型でも市町村設置型でも補助等は不可でございます。

浄化槽の所有者ですが、先ほどの設置主体と同じで、個人設置の場合には個人、市町村設置型では浄化槽そのものの所有は市にございます。ただし、その土地は個人設置型は個人になりますが、市町村設置型は個人の土地に市が無償で貸与を受けて設置させていただくという違いがございます。

また、放流先の確保についても、ともに浄化槽という性質上どちらの場合も放流先の確保は必要となります。放流先がない場合は宅内での浸透で、先ほど説明した通りの取扱いとなります。

国からの補助制度については、個人設置型、市町村設置型ともにございます。

ただし計画の戸数が計画期間内に 100 戸未満の場合には、個人設置型の場合、要件はございませんが、市町村設置型の場合は不可能となります。仮に 100 戸以上と見込んでスタートした場合でも、実際は 99 戸であれば、補助は返還するということとなります。県からの補助制度については、平成 30 年度現在市町村設置型ではございません。

起債について、長年にわたり使用するものについては借金して整備することができますが、個人設置型の場合には渡し切りの補助であることから起債は使えません。市町村型合併処理浄化槽は 15 年以上長期にわたり使用していただくものですので、起債することは可能となっております。

以上が一般論としての合併処理浄化槽の特徴点でございます。

では次に当市における整備手法について検討してまいりたいと思います。

まず、一番目として、対象区域の状況について整理してまいりたいと存じます。当市の公共下水道及び農業集落排水の未計画区域には、平成 29 年度末で約 4,700 世帯があり、平成 29 年度に実施した生活排水に関するアンケートによれば、未計画区域のうち汲み取り槽または単独処

理浄化槽を使用している世帯は約 25%であると考えられます。

このため、手法の検討を行う際には、第一に、汲み取り槽槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換がより一層促進される手法であるかどうか検討する必要があります。

一方で、これらの区域は、前回の審議会でご確認いただいた内容になりますが、経済比較上、公共下水道が有利な区域と、合併処理浄化槽が有利な区域が混在していると考えられます。このため、一律に対応することは、費用対効果を考えると必ずしも効果的であるとは言い難いと考えられます。特に、公共下水道が有利な区域については、将来、その整備が可能であると判断された際に、円滑に整備され接続が行われるよう配慮し、検討を進めることが妥当であると思われま

す。また、個人設置型と市町村設置型を比較する際には、合併処理浄化槽の処理水の放流先を確保する必要がある点についての差はないものの、市町村設置型の場合には、事業を開始するにあたり、対象となる戸数によって国補助金に差が生じる点や、公共下水道の全体計画から除外する必要がある点など、相違点があることに留意する必要があると思われま

す。これらの点に留意しまして、当市における整備手法について比較検討を行ってまいりたいと思います。

大きく三つに分けて検討してまいりたいと思います。一つ目は公共下水道が有利でも合併処理浄化槽が有利でもすべて市町村設置型で整備しましょうというケース、二つ目は公共下水道が有利な区域は個人設置型で、合併処理浄化槽が有利な区域は市町村設置型で整備しましょうというケース、三つ目は公共下水道が有利でも合併処理浄化槽が有利でも個人設置型で整備しましょう当ケースの比較検討でございます。

まず一つ目の公共下水道及び農業集落排水の未計画区域の全域について、市町村設置型合併処理浄化槽による整備を推進した場合についてを検討してまいりたいと思います。

この場合には、対象とする区域を公共下水道の全体計画の区域から除外することが必要となります。使用開始までの期間は、公共下水道で整備をする場合と比較して大幅に短縮することが可能でございます。ただし、再度、公共下水道の全体計画の区域とすることは事実上困難であるため、経済比較上、公共下水道が有利な区域を含める場合には、現状では公共下水道による整備を上回る費用が必要であることに留意すべきであると思われま

す。また、全ての区域が将来的に浄化槽により整備されることから、地理

的条件により浄化槽の設置や放流先の確保が容易ではない区域が含まれる可能性があるため、排水先の確保のために追加の対応が必要となることにも留意する必要があるとございます。

また、市町村設置型合併処理浄化槽の使用料については、浄化槽の維持管理に要する経費を使用者が負担することになるため、公共下水道に比べ高額になると考えられる。仮に、汚水処理に要する経費負担の公平性を図るため、公共下水道の使用料を同一の使用料体系とし利用を促進する場合には、赤字分を一般会計が負担し補填することとなるため、同様に十分留意する必要があるとございます。こちらが未計画地区すべてを市町村設置型で行なった場合の課題点となります。

次に、市町村設置型合併処理浄化槽の対象とする区域を、経済比較上、合併処理浄化槽が有利な区域中に限定し、それ以外は、公共下水道が概成するまでの間、個人設置型合併処理浄化槽による整備を推進した場合を検討してまいりたいと思います。

この場合には、将来的には公共下水道により整備する区域も含まれることから、浄化槽の設置にあたり必要となる放流先の確保などの地理的条件を考慮して区域を決定することが可能となります。なお、市町村設置型の対象戸数が限定されることから、整備に当たり国庫補助金を受けられる期間を限定させ集中的に推進することになると考えられます。しかし、市町村設置型を希望する戸数が想定よりも少ない場合には、国庫補助金の対象外となり、相対的に市負担額が増加することにも留意すべきであろうと思われまます。

もう一つ注意点がございます。その他の区域については、公共下水道が概成するまでの間は、従前の個人設置型合併処理浄化槽による整備を暫定的に推進していく必要があるため、個人設置型の設置や転換時の補助の内容によっては、市民の負担に差が生じることが想定されます。このため、個人設置型に対する補助の内容や、市町村設置型合併処理浄化槽の使用料の設定については、未計画区域全域を対象とする場合以上に慎重な検討が必要とございます。

最後に、三つ目として、経済比較上、公共下水道が有利な区域のほか、合併処理浄化槽が有利な区域についても、個人設置型合併処理浄化槽による整備を推進した場合を検討する。

この場合には、現在でも、汚水処理の未普及対策を主眼として設置に要する経費を補助しております。ただし、未計画区域のうち汲み取り槽槽または単独処理浄化槽を使用している世帯が依然として約 25%を占めていることを考えれば、より一層の転換の促進や、合併処理浄化槽の適

切な維持管理を求めるため、設置や転換時の補助額の上乗せや、法定検査費用等の維持管理に要する経費の一部を補助することについても、費用対効果に留意して検討を進める必要があると思われま

す。なお、全体計画を見直す際や、将来、公共下水道の事業認可を得ることを検討する際には、合併処理浄化槽が有利な区域については、浄化槽の設置や排水先の確保などの地理的条件を考慮したうえで、これらの区域を決定する必要があると思われま

す。また、公共下水道による整備を進める区域については、他の手法よりも有利な見通しであることを再度確認する必要があるのは当然のことです。

以上が三つの検討した内容でございます。以上のことから、本市における合併処理浄化槽の整備については、経済比較上、公共下水道が有利な区域と合併処理浄化槽が有利な区域の状況や、個人設置型合併処理浄化槽と市町村設置型合併処理浄化槽の整備に必要な要件の違いを勘案すれば、以下の方向性となると考えられます。

まず、経済比較上、合併処理浄化槽が有利な区域については、仮に希望する戸数が想定よりも少ない場合には相対的に市負担額が増加する市町村設置型ではなく、設置や転換時の補助の見直しによって汲み取り槽槽及び単独処理浄化槽からの転換戸数の確保が可能な個人設置型合併処理浄化槽による整備を前提として、公共下水道の全体計画の区域から除外する検討を進めるべきであると考えられます。

次に、経済比較上、公共下水道が有利な区域については、公共下水道が概成するまでの間、個人設置型合併処理浄化槽による整備を前提として検討を進めるべきであると考えられます。

これらの具体的な区域については、経済比較上、公共下水道が有利な区域と合併処理浄化槽が有利な区域を速やかに把握するほか、既存の合併処理浄化槽の設置状況や放流先の状況などの地理的条件についてもあらかじめ確認したうえで、判断していく必要があると思われま

す。また、合併処理浄化槽への転換を重点的に促進させるため、設置や転換時の補助額の上乗せや、法定検査費用等の維持管理に要する経費の一部を補助することについても、費用対効果に留意してあわせて検討を進めるべきであると考えられます。

なお、合併処理浄化槽及び公共下水道の整備に係る国庫補助制度については、今後も変更される可能性があるため、これらの変更に対応して柔軟に検討を進めることも必要であると考えられます。

以上が合併処理浄化槽を整備するにあたりまして、現在考えられる課題点を整理しまして、方向性を検討してまいりました。次年度につま

しては、経済比較の結果と併せて具体的な検討を進める予定でございます。経済比較の結果、合併処理浄化槽が有利な地域がどの地域に何世帯あるのか、公共下水道が有利な地域がどの地域に何世帯あるのかによって判断するのが妥当と思われるので、その準備の作業を進めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

会長 ありがとうございました。単独浄化槽、個人設置型、それから市町村設置型それぞれに問題があって、今の説明ですと、来年度以降、新たな検討に入っていくのかなと思いますけれども、何かご質問等あれば。

委員 別紙の浄化槽指導要綱について、昭和 62 年の通知で、県の建築指導課長から保健所に宛てたものですけれども、私も市役所の職員として、建築部門の人間として、昭和 62 年当時の浄化槽の性能と今の性能と全く違うんですよ。特に昭和 62 年当時は合併処理浄化槽が認められるのは 50 人槽以上で、個別は単独槽のみしか製造されていませんでした。その後、何年くらいに個別の合併処理浄化槽が設置され始めたのがはっきり覚えていませんが、たぶん昭和 62 年当時は単独浄化槽の放流のための排水処理基準なのかなと。

そうすると、先ほど説明の中に BOD の説明がありましたけれども、単独槽は 90ppm までしか落ちなくて、水質汚濁法の条件には満たさないのので、放流はしないでというのが当時のものだったと思います。合併処理浄化槽になって 20ppm まで下げられるようになって、水質汚濁法の水質基準に満たせるので、放流もいいですよ、敷地内に浸透させてもいいですよというふうになったと。

つまり、単独槽の場合、単純な浸透も認めてなかったという状態だったのかなと私は記憶しております。その後、もしかしたら建築指導課から指導要綱を新たに発布していないのかなということだと思いますので、下水道課としてももう一度確かめてもらった方がいいのかなと。

当時の基準、30 数年前の基準と今の基準では製品の質も違ければ、放流の基準も違うと思うので、もう一度確認した方がいいのではないかと思います。

事務局 ご質問のあった点ですが、現在もこの要綱はいきていまして、あくまでも処理した後の放流水についての基準だと確認しております。

委員

変わっていなければそうなんだろうけど、さっき言ったように水質自体が昭和 62 年当時の放流水質と違い、単独浄化槽自体が認められていないので、全部合併処理浄化槽になるというのは、水質汚濁法に触れないように放流しないとだめですよというのが今の基準なので、必ずしも基準が当てはまるものではないと。通達はこれしか残っていないかもしれないけど、井戸から 30m 離しなさいとか、県とか国の通達自体が変わっていないのがおかしい話なんだけれども、何が言いたいかというと、昭和 62 年当時と今では製品のもので違いますよと。

その辺の説明の仕方もきちんと、例えば合併処理浄化槽でも十分に処理ができるんですよというのをもう少し示せるような方法を見つけて、排水の処理の仕方も一般家庭で 4 人家族だと一日で 1,000 リットルというのが基準となりますので、雨水と比べると微々たる量なんだけれども、どうしても排水溝の雨水と浄化槽の水と同じ捉え方をされているのかなと思いますので、そういうところの説明ができるような資料を集めておいた方がいいのかなと。

処理する方法もいろいろあります、浸透といっても今は水位が 1.5m の取水位置がある場合は、そこに浸透の底部の部分が絡んでくることによって、浸透を侵すだろうということだけれども、もともときれいな水を流せば地下水を侵すものでもないし、それから 1.5m 掘らなくても浅いタイプのもがあったり、今は蒸発散槽といわれる発散槽だけのものは使う人もいなければ作る人もいないと思いますので、そういう処理方法を整理しておくというのと、それから値段比較、浄化槽を通して処理したときは大体一軒当たりどのくらい、公共下水道の場合は負担金を含め、最終的に水道の料金によって下水道を賦課しているので、そういうところの比較等、細かいところまで突き詰めて、比較表をまとめていった方がいいのかなと思います。

それがこれからの作業だというならば、一つの参考にしていただければと思います。

会長

ありがとうございました。

建築の専門家としての経験等を踏まえて、貴重なご意見をいただきありがとうございました。事務局としても意見を踏まえて疑問のいだけられることの無いようにきちっとした説明ができる仕組みを作っていただきたいなと思います。

貴重な意見ありがとうございました。

その他ございますか。

委員 今説明を受けて、考えられる方向性について、こういうことだとは思
うんですけれども、具体的な場所、費用を来年度は示してくれると思
いますけれども、ぜひ具体的な数字を示していただきたいと思います。

会長 ありがとうございました。来年度、委員からあった内容を精査して
いただきまして、議論をできればと思いますので、よろしくお願
いいたします。

 その他ございますか。

委員 合併処理浄化槽の特徴ですが、私自宅で合併処理浄化槽を使っ
てはいるんですけれども、1 ページ目の中段に設置後の維持管理コストは公共下水道
と比べて高額となると記載してあるんですけれども、実際に使っていて、
維持管理コストは公共下水道より安いんじゃないかと思うんですが、比
較はどのようにして、合併処理浄化槽の方が高いと試算したのでしょ
うか。具体的にお答えいただきたいと思います。

 例えば私の場合、年間定期点検で 24,000 円ですので、月々 2,000 円、2
～3 年に 1 回汲み取り槽で 20,000～30,000 円なので、月々 3,000 円程度
くらいのコストだと思うんですが、自分で設置していてどうも下水道よ
り高いとは思えないんですけれども。

事務局 こちらについてですが、2 年前の審議会と同じ質問がございまして、確
かに使用する方の人数ですとか、水量によっては浄化槽の方が安くなる
ケースも考えられます。

 浄化槽の方が高いという根拠ですけれども、定期の点検は委員がおっ
しゃったとおり、20,000～25,000 円程度、法定検査が 4,500 円、汲み取
り槽費用は 2～3 年とおっしゃられていましたが、法的には 1 年に 1 回行
っていただくというのが建前ですので、20,000 円程度、それとブロー
アの電気代がございます。ブローアは小さな空気のポンプで 60W くらい
のもですが、24 時間 365 日スイッチを入れっぱなしになりますので、1
年間で 10,000 円強の電気代がかかっていることになります。こちらを合
わせますと、50,000～60,000 円程度にとりまして、1 年間使用水量が
多くても少なくとも変わらなくかかってきます。

 ですので、世帯の人数が多い方にとっては、つまり使用する水量が多
い方にとっては公共下水道よりも割安感を抱く方もいらっしゃると思
いますが、一人暮らしの方の場合ですと、月 10 m³程度ですので、その場合には

2 か月で 3,000 円程度となります。それと比べると高いとおっしゃる方もいらっしゃると思いますので、相対的には浄化槽の方が高額であると書かせていただいたところです。

会長 その他ございますか。
 他にご質問がなければ、最後に、「議事（2） その他」を議題といたします。
 委員の皆さまから何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
 事務局からは何かありますか。

事務局 次回の会議についてご説明したいと思います。本文の中でも申し上げましたが、ただ今経済比較、特に家屋間限界距離の算定について委託業者とともに打合せをしながら作業を進めております。こちらの資料を整理した後に、ただ今行っております平成 30 年度の工事等の事業報告、平成 31 年度の事業予定と本日を踏まえた区域案の説明を主な議題とする予定で、平成 31 年度の 6～7 月頃をめどに 1 回目の審議会を予定しております。未定のところが多数ございますが、初回の審議会は例年通り、今年度の事業報告、次年度の事業予定についてもご説明しますので、6～7 月を予定していますので、ご承知おきいただければと思います。

 もうひとつ、地区まちづくり委員会推薦の皆様にお知らせですが、下水道審議会の皆様の任期はあと 1 年間、平成 31 年度末までお願いしているところですが、地区まちづくり委員会の皆様については委員会の推薦でご出席いただいているところもございますので、役職の変更に伴いまして、変更したい場合は変更することも可能ですので、4 月下旬をめどに地区まちづくり委員会の事務局に確認のお願いをする予定でございますので、変更がある際にはご報告いただければと思います。

 また、今日の議題、あるいは前回の議題についてお気づきの点がございましたら、この後でも結構ですし、次回までも結構ですので、お知らせいただければ幸いです。

会長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。
 審議に際しましては、委員の皆さまにご協力をいただきありがとうございます。

- 事務局 会長、長時間にわたる議事進行、ありがとうございました。
最後に、4.その他に入ります。
委員の皆さまから何かございましたら、ご発言をお願いいたします。
- 委員 ほんとに執行部のほうは苦勞されていると思いますが、とにかく市民の皆様にとって公正・公平な下水道事業行政であることをお願いしたいと思います。既に那珂市の環境保全等に寄与しているという言い方もできると思いますが、既に合併処理浄化槽を設置している人たちにとって、何かしらメリットがあるのかどうか。後から設置した人の方が得ですよということにならないように、全体的に市民の皆様にとって公平な下水道事業であってほしいと思います。
- 事務局 他にご意見ございますか。
特になければ、以上をもちまして、第27回那珂市公共下水道事業審議会を閉会いたします。
お疲れ様でした。